

評議員報酬及び費用弁償制度

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人さつきが丘保育園の評議員の報酬等について定めるものとする。

(報酬及び弁済)

第 2 条 定款第 8 条の定めに従い、評議員の報酬については支給しない。但し、交通費などの弁償の目的として、就任時に一律現金 20,000 円を支給するものとする。

附則 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

評議員報酬及び費用弁償制度

(目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人さつきが丘保育園の評議員の報

酬等について定めるものとする。

(報酬及び弁済)

第 2 条 定款第 8 条の定めに従い、評議員の報酬については支給しない。但し、交通費などの弁償の目的として、就任時に一律現金 20,000 円を支給するものとする。

附則 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。